

○ 平成二十二年金融庁告示第四十一号（金融商品取引法施行令第二条の十二の三第四号ロに規定する外国の金融商品取引所を指定する件）

改正案	現行
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二条の十二の三第四号ロに規定する金融庁長官が指定する外国の金融商品取引所を次のように指定し、平成二十二年四月一日から適用する。 一 次に掲げる外国の金融商品取引所（欧州委員会（European Commission）の金融商品市場指令（Directive 2004/39/EC of the European Parliament and of the Council）第四十七条の規定により欧州委員会が公表した規制市場（regulated market）を運営する場合における当該外国の金融商品取引所に限る。） イ アイリッシュストックエクスチェンジ ロ オスロボーシュ ハ ドイチェボース ニ ナスダックオーエムエックスストックホルム ホ ナスダックオーエムエックスヘルシンキ ヘ ニューヨークストックエクスチェンジユーロネクストアムステルダム ト ニューヨークストックエクスチェンジユーロネクストパリ チ ニューヨークストックエクスチェンジユーロネクストブリュッセル リ ビーエムイースパニッシュエクスチェンジ	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二条の十二の三第四号ロに規定する金融庁長官が指定する外国の金融商品取引所を次のように指定し、平成二十二年四月一日から適用する。 一 次に掲げる外国の金融商品取引所（欧州委員会（European Commission）の金融商品市場指令（Directive 2004/39/EC of the European Parliament and of the Council）第四十七条の規定により欧州委員会が公表した規制市場（regulated market）を運営する場合における当該外国の金融商品取引所に限る。） イ アイリッシュストックエクスチェンジ（新設） ロ ドイチェボース ハ ナスダックオーエムエックスストックホルム（新設） ホ ナスダックオーエムエックスストックホルム（新設） ニ ニューヨークストックエクスチェンジユーロネクストパリ（新設） ホ ビーエムイースパニッシュエクスチェンジ

ヌ ボルサイタリアーナ	(新設)
ル ルクセンブルクストックエクスチェンジ	へ ルクセンブルクストックエクスチェンジ
ヲ ロンドンストックエクスチェンジ	ト ロンドンストックエクスチェンジ
二 十一 (略)	二 十一 (略)